

## 知的資産専門部会

### 研修会「著作権のことをもっと知ろう！」報告

業務部 知的資産専門部会 委員 上辻 靖夫

- 日 時：平成30年1月25日(木) 13:30～16:40
- 場 所：兵庫県行政書士会 研修室
- 内 容：第1部 行政書士が知っておきたい著作権判例  
第2部 著作権契約書作成実務「ひな形に頼っていたらえらいことに!!」
- 講 師：上辻 靖夫 会員(業務部 知的資産専門部会委員、阪神支部)
- 参加者：参加会員：18名、専門部会役員：5名

この研修会は、著作権相談員をはじめ、知的財産業務に取り組んでいる会員のステップアップ研修の位置づけとして、企画、開催がなされたものである。

#### 第1部「行政書士が知っておきたい著作権判例」～人格権、肖像権、パブリシティ権にもふれて～

##### ●ねぶた写真訴訟(青森地裁)

ある衣料販売事業者が、ネットで「ねぶた祭り」の写真を見つけ、自社のホームページで使用すべく、写真の利用料を支払った。そのサイトには、「広告作成のための加工可能」とあったため、自社の広告としてねぶたの写真を使用、スポンサー名「TOSHIBA」を削除して自社の名称を入れた。

青森地裁は2013年2月22日、「ねぶた」の写真を広告用に改変し利用する行為が、ねぶた師他の権利(著作権、著作人格権)を侵害するものとして、700万円の損害賠償を命ずる判決を言い渡した。

青森ねぶた祭の公式ホームページ(www.nebuta.or.jp)には、毎年発表されたねぶたの原画や制作者などの情報が開示されている。写真の利用にあたり、写真撮影者(写真の著作物の著作者)との権利処理に加えて、被写体である「ねぶた」が美術の著作物であるため、被写体の著作物との関係でもうひとつの権利処理も必要であった事例である。

##### ●京都府学連事件

(最高裁昭和40年(あ)第1187号 同44年12月24日大法院判決)

最高裁は、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するものというべきである。」「これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。」と判示した。

※憲法13条：個人の尊重、幸福追求権→人格権

##### ●和歌山毒カレー事件

(最高裁平成15年(受)第281号 同17年11月10日第一小法院判決)

最高裁は、「みだりに自己の容ぼう等を撮影され、これを公表されない人格的利益は、被撮影者が刑事事件の被疑者や被告人であっても法的に保護され、本件写真の撮影及び本件第1記事の本件写真週刊誌へ

の掲載は、被上告人の上記法的に保護された利益である肖像権を侵害する。」とし、「肖像権」の名称を積極的に使用した判決である。

※肖像権の内容

- ①撮影拒否権…自らの肖像をみだりに撮影されない権利
- ②公表拒絶権…自らの肖像が写された写真を、勝手に公表されない権利
- ③使用拒絶権…自らの肖像が写された写真を、他人に勝手に使用（利用）されない権利

### ●プロ野球選手パブリシティ権訴訟

最高裁上告棄却、知財高裁：平成18年(ネ)第10072号  
(原審・東京地裁平成17年(ワ)第11826号)

プロ野球選手といった有名人にも人格権が認められるものであるが、有名人の氏名や肖像は、有名人であるがゆえにプライバシーの一定の露出は甘受せざるを得ないという側面と、商品に直接使用したり、広告宣伝に使用することにより、売上アップにつながる等の経済的利益を生み出す効果がある。有名人の氏名や肖像から生じる経済的利益や価値を排他的に利用又は管理する権利をパブリシティ権という。プロ野球選手は、12球団統一契約書により、そのパブリシティ権は各個人の管理から各球団の管理に移行することを承認する立場にあった。プロ野球選手側は、氏名や肖像は選手自らが管理すべきであるとして争ったが、知財高裁は、「球団が、選手の氏名・肖像の使用許諾権限を有すること自体は、極めて合理的なことである」と判示し、最高裁も選手側の上告を棄却した。

### ●ピンクレディ事件

最高裁平成21(受)2056 平成24年02月02日第一小法廷

女性デュオ「ピンク・レディ」の未唯mieさんと増田恵子さんが、自らの肖像が撮影された写真が週刊誌「女性○○」に無断掲載されたとし、パブリシティ権を侵害されたとして、発行元のK社を相手取って訴訟を起こした事件である。

記事では、「ピンクレディダイエット」と題して、14枚ものピンクレディの写真が使用されていた。最高裁は、「パブリシティ権」を「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利」と定義し、さらに「どのような場合にパブリシティ権侵害といえるか」を示した。

すなわち、「肖像等を無断で使用する行為は、

- ①肖像等それ自体を独立して観賞の対象となる商品等として使用し、
- ②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、
- ③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合にパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。」とした。

換言すれば、写真の枚数がたとえ1枚であっても、カラー写真で額に飾って鑑賞の対象となるような挟み付録のような利用形態であったならば、パブリシティ権侵害の対象となった可能性があると思われる。

### ●Live Bar X.Y.Z.→A事件

平成28年(ネ)第10041号 著作権侵害差止等請求控訴事件

ライブハウス「Live Bar X.Y.Z.→A」の経営者は、客からはライブチャージと飲食代金を徴収していた。

## 目 研修内容ダイジェスト

ライブチャージは、当日演奏するミュージシャン自ら徴収していて、経営者は受け取っていない。経営者らは、本件店舗におけるライブの開催に関し、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会：原告）との間で、原告管理著作物の利用許諾契約を締結していなかった。

知財高裁は、「誰が著作物の利用主体に当たるかを判断するにあたっては、利用される著作物の対象、方法、著作物の利用への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、仮に著作物を直接演奏する者でなくても、ライブハウスを経営するに際して、単に第三者の演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、演奏の実現における枢要な行為をしているか否かによって判断するのが相当である。」とクラブキャッツアイ事件の判示を援用し、「被告らは、いずれも、本件店舗における原告管理著作物の演奏を管理・支配し、演奏の実現における枢要な行為を行い、それによって利益を得ていると認められるから、原告管理著作物の演奏主体（著作権侵害主体）に当たると認めるのが相当である。」と判示し、JASRAC側の主張を認めた。

### ●応用美術の著作物性 ①ファービー人形事件

平成12年(う)177号

仙台高裁は、「『ファービー』のデザインがアメリカ合衆国で著作権の保護の対象となっていたとしても、ベルヌ条約に照らし「いわゆる応用美術については、その保護の範囲及び保護条件を定める権能を各同盟国の国内法に委ねており」、『ファービー』のデザイン形態は応用美術に該当するので、わが国において著作権の保護対象となるか否かは、わが国の著作権法の解釈に係ることとなる。」とした。

さらに「『ファービー』に見られる形態には、電子玩具としての実用性及び機能性保持のための要請が濃く表れているのであって、これは美感をそぐものであり『ファービー』の形態は、全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性が備わっているとは認められず、純粋美術と同視できるものではない。」と判断し、著作権法による保護になじまないことを示した。

### ●応用美術の著作物性 ②TRIPP TRAPP事件

平成26年(ネ)第10063号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件

1972年に、ストッケ・エイエス（ノルウェー法人）が発売した「トリップトラップ」は、赤ちゃんから大人まで、すべての年齢層が使える椅子である。デザイナーのピーター・オプスヴィックによって考案された。座面や足置き台の高さの調節ができる機能を備えており、40年以上にわたり、世界各地で販売されている。

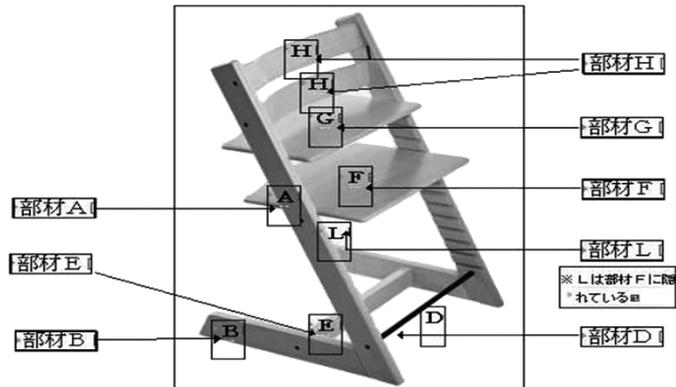
知的財産高等裁判所は、「表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。」として、その創作的表現について検討した。



X 製品

Y 製品

- 「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定している点
- 「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点



「以上の点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮さ

れており、『創作的』な表現というべきである。」として、著作権法による保護が相当であると判示した。

応用美術の著作物性について踏み込んだ判断であり、最高裁の判断が注目されたが、本件は上告されなかったため、控訴審の判断が新たな指針となるかどうかは今後の判決を待つことになった。

第2部「著作権契約書作成実務『ひな形に頼っていたらえらいことに!!』」は、次号掲載します。

## 研修会開催報告 2月

<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月7日(水) ■場所：研修室 ■名称：業務部 運輸専門部会研修会</li> <li>■内容：「トラック・バスの許可申請について」(受講者22名)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月19日(月) ■場所：研修室 ■名称：業務部 国際専門部会研修会</li> <li>■内容：帰化申請の基礎から応用編 (受講者39名)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月20日(火) ■場所：研修室 ■名称：行政書士ADRセンター兵庫研修会</li> <li>■内容：法律改正【取扱い4分野関係】(受講者7名)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月21日(水) ■場所：研修室 ■名称：申請取次届出済証明書交付時講習</li> <li>■内容：入管手続に関するコンプライアンス研修 (受講者12名)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月22日(木) ■場所：研修室 ■名称：業務部 交通専門部会研修会</li> <li>■内容：実務研修(2)「交通事故の記録のよみかた」(受講者14名)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月27日(火) ■場所：まちづくり会館 ■名称：業務部 営業許可専門部会研修会</li> <li>■内容：観光立国に向けて一行政書士として知っておくべき民泊新法(住宅宿泊事業法)と旅館業法の知識 (受講者43名)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月28日(水) ■場所：研修室 ■名称：業務部 金融・情報専門部会研修会</li> <li>■内容：「安全配慮義務」が明定されたことによる企業リスクの増加に備える金融商品(損害保険)について (受講者12名)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■日時：2月28日(水) ■場所：洲本市文化体育館 ■名称：業務部 土地専門部会・淡路支部合同研修会</li> <li>■内容：①「法定相続情報証明制度について」 ②「農地法改正と農地所有適格法人について」(受講者29名)</li> </ul>